

第一回入札監視委員会の審議概要

独立行政法人空港周辺整備機構

開催日及び場所	平成18年8月4日(金) 午後1時25分から午後3時35分 空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部 第一会議室			
委員	委員長 西川 賢二(弁護士) 委員 柳原 健治(公認会計士) 委員 松村 暢彦(大阪大学大学院助教授)			
審議対象期間	平成15年10月1日から平成18年3月31日			
抽出事案	総件数5件	(備考)		
内 訳	一般競争			工事1件
	指名競争			工事1件 コンサルタント1件
	随意契約			工事1件 コンサルタント1件
委員からの意見・質問、それに対する空港周辺整備機構の回答	意見・質問	回 答		
	別紙のとおり	別紙のとおり		
委員による意見の具申又は勧告の内容	な し			

委員からの意見・質問、それに対する空港周辺整備機構の回答

意見・質問(委員)	回答(空港周辺整備機構)
<p>【入札方式の基準について】 一般競争入札又は指名競争入札はどのような基準で執行しているのか。</p> <p>【一般競争・工事】 (大阪国際空港周辺緑地(豊中)整備工事) 応募参加資格として資本関係、人的関係のある者は入札に参加できないとしているが、登記簿謄本、定款等を提出させて確認すれば、実効性を上げることができるのではないか。</p> <p>【指名競争・工事】 (平成15事業年度緑地造成(A102地区)工事) 金額の多寡のみの競争は品質の確保の面で問題がある。また、品質の確保のためには施工管理の徹底が必要と思う。</p> <p>【指名競争・コンサルタント】 (建物等調査算定業務委託(移中建第5次)) 調査を5つに分割して委託しているが、それぞれの調査の業務内容が大きく異なるなどの不均衡によって、それぞれの調査における指名業者にとって不公平な取扱いとなっていないか。</p> <p>【随意契約・工事】 (アスベスト除去工事) 随意契約とせざるを得なかった理由について、客観的な情勢を含めて、詳細に記載すべきと考える。</p> <p>【随意契約・コンサルタント】 (大阪国際空港周辺緑地走井地区全体設計) 設計方針や設計思想などの条件を示して、競争入札させるべきではなかったのか。</p> <p>【まとめ】 審議を参考にし、今後とも一層、公正で透明な事務手続きの実施を期待する。</p>	<p>独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則(平成15年10月1日)に基づいて執行している。具体的には、一般競争入札を原則にしているが、一般競争入札によることが不利と認められるときには、指名競争入札を行っている。</p> <p>機構は競争入札参加資格を登録制としているが、その審査は国土交通省が行っている経営事項審査(経審)を活用し、かつ、別途に資本関係及び人的関係を記載した資料の提出を求めている。</p> <p>個々の入札においては、この資料に基づいて資本関係や人的関係を確認しており、万一、虚偽の記載があった場合には入札又は落札を無効とするとともに、指名停止の措置を行うこととなる。</p> <p>しかしながら、実効性の向上に向け、多数の参加者が見込める一般競争入札における現実的な方策について、今後、更に検討していきたい。</p> <p>管理・監督の重要性は認識しており、施工管理の外注化を含め、その方策を検討しているところである。</p> <p>5つの調査における業務内容及び調査対象の物件数はほぼ同じであり、また、登録されている入札参加有資格者25社を無作為に振り分け、1社あたり2回、1件あたり10社を指名しており、公平な扱いをしている。</p> <p>随意契約理由については、早急に契約を行わざるを得なかった理由を簡潔に記載したものであるが、今後は、委員からの意見を踏まえ詳細な記載に努める。</p> <p>一体的な修景を考慮する必要のある2つの地区の緩衝緑地整備の設計は意匠的、デザイン的なものであり、一体的設計思想のもとに行う必要があるため、随意契約を行ったものである。</p>